

プロポーザル方式による業務委託先の公募に関する文書

「令和 7 年執行茨城県知事選挙臨時啓発業務委託」について、プロポーザル方式により受託者を公募するので、プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

令和 7 年 7 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 担当部課等

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6

茨城県総務部市町村課

TEL 029-301-2462

FAX 029-301-2489

E-mail senkyo@pref.ibaraki.lg.jp

担当 選挙グループ

2 委託業務名

令和 7 年執行茨城県知事選挙臨時啓発業務委託

3 業務内容

「令和 7 年執行茨城県知事選挙臨時啓発業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

5 資格要件

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格者名簿に掲載されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 本業務と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。

6 評価基準

令和 7 年執行茨城県知事選挙臨時啓発業務委託の受託者公募に関する説明書（以下「説明書」という。）を参照すること。

7 説明書の閲覧先

茨城県選挙管理委員会ホームページ及び茨城県入札情報サービスシステム

8 プロポーザルの提出方法等

(1) 提出方法

本業務に係るプロポーザルの提出を希望する者は、説明書に基づきプロポーザル提出書、プロポーザル等を提出先に持参または郵送（郵便書留に限る。）すること。

(2) 提出先

上記「1 担当部課等」に同じ。

(3) 提出期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月14日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

なお、郵送の場合は令和7年7月14日（月）必着とする。

9 質疑受付・回答

(1) 質疑の提出方法

プロポーザルを提出しようとする者が、電子メールにより上記「1 担当部課等」に提出するものとする。

(2) 質疑受付期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月8日（火）まで

(3) 回答方法

令和7年7月10日（木）までに電子メールにて回答する。

10 その他

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(2) プロポーザルの作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とする。

(4) プロポーザルの提案内容に基づき選考するが、提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、採用決定後、採用者との協議により別途決定することとする。

(5) プロポーザルにおいて知り得た県の事業等の内容については、守秘義務を課する。

(6) 提出されたプロポーザルは返却しない。

(7) 提出されたプロポーザルは、提出者に無断で使用しない。

(8) プロポーザルに記載された担当職員は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。

(9) 提出されたプロポーザルの審査は、原則として書類審査とする。ただし、必要に応じプロポーザルのヒアリング、プレゼンテーション等を求める場合がある。

(10) その他の詳細については、説明書による。